

1 評定者

北海道水産林務部が所管・発注する建設工事における各考査項目の評定者は、次のとおりとする。

なお、主任監督員を指定していない場合の評定者は、工事を所管する担当係長又は主査が評定を行うものとする。

考 査 項 目		評 定 者		
評 価 項 目	細 別	工事監督員 1	工事監督員 2	検 査 員
1 施工体制	I 施工体制一般	監 督 員		
	II 配置技術者	監 督 員		
2 施工状況	I 施工管理	監 督 員		検 査 員
	II 工程管理	監 督 員	主任監督員	
	III 安全対策	監 督 員	主任監督員	
	IV 対外関係	監 督 員		
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	監 督 員		検 査 員
	II 品質	監 督 員		検 査 員
	III 出来ばえ			検 査 員
4 工事特性（加点のみ）	I 工事特性		主任監督員	
5 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫		主任監督員	
6 社会性等	I 地域への貢献等		主任監督員	
7 法令遵守等（減点のみ）			主任監督員	
8 その他（減点のみ）			主任監督員	

2 評価項目「品質」の評定方法

- (1) 製品の設置のみを行う工事などで、品質管理のほとんどが生産者の試験成績表により行われ、ばらつきの判断が困難な工事は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度合いにより評価する。
- (2) ばらつきに関して検査員は、監督員の評価を参考に評定を行うこと。

3 評価項目「法令遵守等」に関する運用

- (1) 文書注意：次の各号に該当する場合は文書注意とする。（－8点）
 - (ア) 下記の内、指名停止処分にいたらない場合。
 - a) 休業4日以上労働災害
 - b) 休業1日以上で一時に3人以上が負傷した労働災害
 - (イ) 公衆災害のうち、指名停止処分にいたらない場合。
 - (ウ) 口頭注意、不問処分に該当する事故を2回以上起こした場合
 - (エ) 発注者への事故報告義務を怠った場合。
- (2) 不問処分：次の各号に該当する場合は不問処分とする。（－3点）
 - (ア) 病院の診察を受けたが異常が認められない場合、及び翌日には作業復帰が可能な場合。
 - (イ) 公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信回線不通等の事故であり、その影響範囲が工事現場及び現場の隣接地にとどまる場合。
- (3) 口頭注意：次の各号に該当する場合は口頭注意とする（－5点）
 - (ア) 文書注意、不問処分に該当しない場合は口頭注意とする。
 - (イ) 公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信回線不通等の事故であり、その影響範囲が周辺地域（概ね周辺100m以上、又は周辺の公共公益施設）までおよんだ場合。